

# 大分県報

令和二年  
第一二五号  
七月二十一日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 指定希少野生動植物の指定……………一  
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一  
道路区域の変更（二件）……………三  
道路の供用開始……………四

### 公告

- 土地改良区の役員の就退任（二件）……………四  
土地改良区の役員の退任……………五  
競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………六  
一般競争入札の実施（二件）……………七  
監査の結果に基づき講じた措置の公表（二件）……………二一

## ○告示

## 示

大分県告示第四百二十一号  
大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第一項の規定により、次のとおり希少野生動植物を指定する。  
令和二年七月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定希少野生動植物  
エヒメアヤメ（アヤメ科）  
サギソウ（ラン科）  
アズマイチゲ（キンポウゲ科）

ニホンカモシカ（ウシ科）  
オオジシギ（シギ科）

### 附則

この告示は、令和二年九月一日から施行する。

### 大分県告示第四百二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和二年七月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
佐伯市鶴谷町一丁目四番三十号  
株式会社山忠

代表取締役社長 山城 繁 樹

2 特定事業場の所在地及び名称  
佐伯市鶴谷町一丁目四番三十号  
株式会社山忠

3 設置される特定施設の種類の種類

設置される特定施設の種類の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三号 口 洗浄施設

種	類	種	力	種	類
能	力	種	力	種	類
工事着手予定年月日	許可後	工事完成予定年月日	許可後	使用開始予定年月日	許可後
使用時間	連続	一日当たりの使用時間	二四時間		

汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	使用の季節的変動		項目	濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量	珪素及びその化合物	汚水等の状態の値	種別	処理方式	能力	構造	主要寸法	工事着手予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動													
		単位	単位																					単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位						
なし	通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	六〇八	四、五〇〇	四、〇〇〇	一〇〇	四〇〇	一〇〇	三・五	生物化学的処理	スクリーンバールろ過方式	三〇m <sup>3</sup> /時間	ステンレス製	〇・八m×一・二m×一・八m	既設	既設	連続	二四時間	なし	通常の値	最大の値													
																						四二・七	一〇六・七	六〇八	五、〇〇〇	四、〇〇〇	五〇〇	四〇〇	二〇〇	四・二	通常の値	最大の値				
既設	通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	六〇八	四、五〇〇	四、五〇〇	五〇〇	四〇〇	一〇〇	三・五	生物化学的処理	鉄筋コンクリート造	三〇〇m <sup>3</sup> /日	調整槽	一・七m×三m×三・六m	ばつ気槽	二・二m×四・五m×六・五m	沈殿槽	三・八m×五m×六・五m	凝集反応槽	五m×五m×六・五m	凝集槽	一・五m×一・五m×二m	凝集沈殿槽	四・五m×四・五m×六・五m	ろ過原水槽	四・九m×二・三五m×三・三五m	ろ過器	直径一・六m×高さ一・九m	活性炭吸着塔	直径二・四m×高さ一・九m	処理前	処理後	処理前	処理後
																																	八五・四	八五・四	一・二七	一・二七
																																	三・五	三・五	四・二	四・二
																																	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇

等 汚水	項目	汚水等の一日当たりの量		排水口名	5 排水水の量及び汚染状態の値	汚水等の汚染状態の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日
		mg/l	単位			mg/l	単位	項目	単位	項目	単位	項目	単位					
生物化学的酸素要求量	mg/l	10	単位	通常	最大	処理前	処理後	最大	処理前	処理後	最大	処理前	処理後	なし	二四時間	連続	既設	既設
水素イオン濃度	mg/l	6.8~5	単位	通常	最大	6~8	6.8~5	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	通常	通常	連続	既設	既設
窒素含有量	mg/l	3.5	単位	1.14	2.92	1.14	1.14	2.92	1.14	1.14	2.92	1.14	1.14	通常	通常	連続	既設	既設
りん含有量	mg/l	1.0	単位	1.14	2.92	1.0	1.0	2.92	1.0	1.0	2.92	1.0	1.0	通常	通常	連続	既設	既設
浮遊物質	mg/l	1.0	単位	1.14	2.92	1.0	1.0	2.92	1.0	1.0	2.92	1.0	1.0	通常	通常	連続	既設	既設
化学的酸素要求量	mg/l	1.0	単位	1.14	2.92	1.0	1.0	2.92	1.0	1.0	2.92	1.0	1.0	通常	通常	連続	既設	既設
生物化学的酸素要求量	mg/l	1.0	単位	1.14	2.92	1.0	1.0	2.92	1.0	1.0	2.92	1.0	1.0	通常	通常	連続	既設	既設
水素イオン濃度	mg/l	6.8~5	単位	1.14	2.92	6~8	6.8~5	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	通常	通常	連続	既設	既設
項目	単位	通常	最大	通常	最大	処理前	処理後	最大	処理前	処理後	最大	処理前	処理後	なし	二四時間	連続	既設	既設

令和二年七月二十一日

大分県報(告示)

大分県告示第四百二十四号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

道路の種類及び路線名  
 一般国道三八七号

区間  
 宇佐市院内町櫛野字年神上九九八番五から  
 宇佐市院内町櫛野字中田五三三番四地先まで

区域変更前後別  
 前 四七・九メートル  
 後 五二・〇メートル

敷地の幅員  
 前 一四・二メートル  
 後 一四・二メートル

延長  
 前 八七・四メートル  
 後 八七・四メートル

大分県知事 広瀬 勝貞

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所  
 1 縦覧期間  
 令和二年七月二十一日から同年八月十一日まで  
 2 縦覧場所  
 大分県生活環境部環境保全課及び佐伯市役所

大分県告示第四百二十三号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和二年七月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和二年七月二十一日

その関係図面は、令和二年七月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和二年七月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名		区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道中津高田線		宇佐市大字順風新田字辰巳田一八番三から宇佐市大字松崎字鶴野五四九番五まで	前	メートル 二六・〇 八・六	メートル 五、五五六・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区画をいう。
			後	A 二六・〇 八・六	五、五五六・三	
大分県告示第四百二十五号		宇佐市大字江須賀字千代丸六九九番から宇佐市大字金屋字妙善田四三二番まで	B	四四・八 二一・三	二、八〇〇・〇	
			後		A 二六・〇 八・六	五、五五六・三

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和二年七月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和二年七月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名		供用開始区間	供用開始年月日
県道山香院内線		宇佐市安心院町笹ヶ平字銚手二七四番三から宇佐市安心院町笹ヶ平字銚手二六一番二まで	令二・七・二二

# 公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、長谷緒土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。  
令和二年七月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）		（就任役員）	
役名	氏名	役名	氏名
理事	又部 晃	理事	堀 敦雄
〃	麻生 道明	〃	麻生 秀次
〃	荒卷 文吉	〃	高橋 啓二
〃	菊池 未喜男	〃	矢須田 生市
〃	工藤 彰一	〃	工藤 憲之
〃	堀 敦雄	〃	深田 常吉
〃	緒方町栗生四六〇番地	〃	野仲 憲明
〃	緒方町中野二の一・二三番地	〃	麻生 眞澄
〃	緒方町栗生五八九番地の二	〃	野仲 憲明
〃	緒方町中野九三番地	〃	深田 常吉
〃	緒方町栗生三〇八番地	〃	工藤 憲之
〃	緒方町栗生二〇八番一	〃	矢須田 生市
〃	緒方町中野一三七番地八	〃	高橋 啓二

住 所

豊後大野市緒方町木野一九九番地

〃 緒方町小原一三四五番地

〃 緒方町小原八三五番地

〃 緒方町栗生四六〇番地

〃 緒方町栗生五八九番地の二

〃 緒方町中野九三番地

〃 緒方町栗生三〇八番地

〃 緒方町栗生二〇八番一

〃 緒方町中野一三七番地八

住 所

豊後大野市緒方町木野七五三番地

〃 緒方町栗生四六五番地

令和二年七月二十一日 大分県知事 広 瀬 勝 貞	役員	氏名	住 所	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、九重土地改良区（玖珠郡九重町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和二年七月二十一日 大分県知事 広 瀬 勝 貞
	〃	佐藤 洋介	〃 緒方町栗生六一九番地	
	〃	川上 京一	〃 緒方町木野九七二番地	
	〃	高橋 啓二	〃 緒方町中野一三七番地八	
	〃	工藤 和三	〃 緒方町上畑四五四番地	
	〃	麻生 道明	〃 緒方町小原一三四五番地	
	〃	藤高 英樹	〃 緒方町中野一〇七七番地	
	監事	三代 壽吉	〃 緒方町小原三六七番地	
	〃	高倉 智	〃 緒方町中野六六七番地五	
	〃	佐藤 松生	〃 緒方町栗生六五二番地	
〃	堀 幹生	〃 緒方町木野九三八番地		
役員	氏名	住 所	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、玖珠町土地改良区（玖珠郡玖珠町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和二年七月二十一日 大分県知事 広 瀬 勝 貞	
〃	原田 義夫	〃 大字松木四八八二番地の二		
〃	小川 克巳	〃 大字栗野一六一番地の三		
監事	梶谷 久	〃 大字右田三二一五番地		
〃	高橋 九州男	〃 大字野上一五四四番地		
役員	氏名	住 所		
理事	高橋 九州男	玖珠郡九重町大字野上一五四四番地		
〃	宮崎 小二朗	〃 大字右田一八一〇番地		
〃	野上 修仁	〃 大字右田一九五五番地の二七		
〃	森 眞一	〃 大字右田三七〇八番地の二		
〃	松原 豊海	〃 大字右田三〇九六番地		
〃	植山 秀明	〃 大字恵良九三二番地		
〃	小川 克巳	〃 大字栗野一六一番地の三		
〃	野田 隆	〃 大字松木五六〇番地		
〃	友松 哲郎	〃 大字松木五二三四番地		
監事	梶谷 久	〃 大字右田三二一五番地		
〃	小野 亮一	〃 大字右田一五〇四番地の二		
役員	氏名	住 所		
（退任役員）		大分県知事 広 瀬 勝 貞		
令和二年七月二十一日				
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、玖珠町土地改良区（玖珠郡玖珠町）から、退任役員及び住所について次のとおり届出があった。				

理事

宿利浩満

玖珠郡玖珠町大字太田一五六三番地

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和二年七月二十一日

大分県企業局長 工 藤 正 俊

一 調達をする物品等の種類

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事のうち、電気工事 令和二年度電建工第二一〇号RN水車発電機他更新工事

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない者

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(二) 次のいずれかに該当する事実があった後、三年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) (1)から(5)までのいずれかに該当する事実があった後三年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(三) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(四) 建設業法第三条第一項の規定による建設業の許可を受けていない者及び同法第二十七條の二十三第一項の規定による経営事項審査を受けていない者

(五) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和三十九年大分県告示第四百八十一号）第八の一の(三)及び第八の二の(四)で定める暴力団関係者に該当する者

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 建設業法第二十七条の二十三第一項の経営事項審査の項目及びこれらについての結果

(二) 工事経歴

(三) 工事成績

(四) 建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は第十五条第二号イ若しくはハに該当する職員の数

(五) 信用度

(六) その他企業局長が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格申請の方法等（県内に本店を有し、令和二年四月二十四日から令和四年三月三十一日まで有効な「建設業者競争入札参加資格一覧表」に記載されている建設業者及び県外に本店を有し、令和二年四月二十四日から令和四年三月三十一日まで有効な「建設業者競争入札参加資格一覧表」に記載されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を企業局長に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問い合わせ先

大分県企業局総務課契約管財班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五三四―一三四一

3 申請の時期

令和二年七月二十一日から同年九月八日までとする。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から令和三年三月三十一日までとする（ただし、入札参加資格の適用は、本案件に限る。）。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

三の2の場所において交付する。

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が二の1の各項目のいずれかに該当するに至った場合は、当該入札参加資格を取り消し、かつ、その事実があった後三年間物品等の競争入札に参加できないものとする。

2 1により入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和二年七月二十一日

大分県企業局長 工 藤 正 俊

一 調達をする物品等の種類

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事のうち、電気工事 令和二年度電建工第三一〇号RN水車発電機他更新工事

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない者

- (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (二) 次のいずれかに該当する事実があった後、三年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) (1)から(5)までのいずれかに該当する事実があった後三年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(四) 建設業法第三条第一項の規定による建設業の許可を受けていない者及び同法第二十七條の二十三第一項の規定による経営事項審査を受けていない者

(五) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和三十九年大分県告示第四百八十一号）第八の一の(三)及び第八の二の(四)で定める暴力団関係者に該当する者

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 建設業法第二十七條の二十三第一項の経営事項審査の項目及びこれらについての結果

(二) 工事経歴

(三) 工事成績

(四) 建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は第十五条第二号イ若しくはハに該当する職員の数

(五) 信用度

(六) その他企業局長が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格申請の方法等（県内に本店を有し、令和二年四月二十四日から令和四年三月三十一日まで有効な「建設業者競争入札参加資格一覧表」に登録されている建設業者及び県外に本店を有し、令和二年四月二十四日から令和四年三月三十一日まで有効な「建設業者競争入札参加資格一覧表」に登録されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を企業局長に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問い合わせ先

大分県企業局総務課契約管財班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五三四―一三四一

3 申請の時期

令和二年七月二十一日から同年九月八日までとする。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から令和三年三月三十一日までとする（ただし、入札参加資格の適用は、本案件に限る。）。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

三の2の場所において交付する。

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が二の1の各項目のいずれかに該当するに至った場合は、当該入札参加資格を取り消し、かつ、その事実があった後三年間物品等の競争入札に参加できないものとする。

2 1により入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特

例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第38条の規定に基づき公告する。

令和2年7月21日

大分県企業局長 工 藤 正 俊

一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。

電子入札の取り扱い扱いは、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。

二 本案件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する要件設定型一般競争入札によるものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 工 事 名 令和2年度 電建工第2-1号 R N水車発電機他更新工事

(2) 工事場所 芦川第一発電所 由布市庄内町五ヶ瀬

(3) 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年3月24日まで

(4) 工事概要

・水力発電設備機器製作 一式

・水力発電設備機器据付 一式

・水力発電設備機器調整 一式

・水力発電設備機器撤去 一式

(5) 予定価格 2,475,167,200円（予定価格×100/110=2,250,152,000円）

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の(1)若しくは(2)のいずれかの要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 特定建設工事共同企業体

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の要件については大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格者等に関する取扱要綱（昭和53年大分県告示第398号。以下「要綱」という。）により、以下のとおりとする。

ア 共同企業体の要件

(ア) 要綱に定める特定建設工事共同企業体協定書により、協定を締結していること。

(イ) 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は2者であること。

(ウ) 共同企業体を代表する企業（以下「代表構成員」という。）は、構成員のうち最大の出資比率を有するものであること。

(エ) 全ての構成員の出資比率が30%以上であること。

(オ) 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体は、当該工事の請負契約の履行

後3箇月間存続するものであること。  
また、当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該工事の請負契約が締結される日まで存続するものであること。

(カ) 結成方法は自主結成とする。

(キ) 構成員の組合せは、2の(1)のイの(ア)及び(イ)の全てを満たす「代表構成員」1者と、2の(1)のイの(ア)及び(イ)の全てを満たす「その他の構成員」1者の2者の組合せとする。

なお、共同企業体の構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。また、「代表構成員」としての要件を満たす者同士の組合せは認めないものとする。

イ 構成員の要件

(ア) 全構成員

a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

b 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）により電気工事において競争入札参加資格者の資格を有している者であること。

c 対象工事に係る工事種別について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

d 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。）に基づき指名停止期間中でないこと。

e 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

f 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。

g 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面にお



いて関連がある建設業者でないこと。

h 本案件について、関連会社が入札に参加していないこと（同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。）。

なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。

(a) 資本関係

① 親会社と子会社の関係

親会社の子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。

② 親会社を同じくする子会社同士の関係

親会社の子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。

③ 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係

協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。

(b) 人的関係

① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。

ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）である場合は除く。

会社等の役員は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。

なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつては大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長や営業所長等）を含む。

※ 上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加した全て

の関連会社に対して、指名停止要領に基づき指名停止をすることがある。

また、参加した全ての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札候補者とする。

(4) 代表構成員

a 建設業法第27条の29に規定する総合評定値通知書のうち電気工事に係る総合評定値（P点）が、1,000点以上であること。ただし、審査基準日が平成30年10月1日から令和元年9月30日の間のもので直近のものに限る（合併等により大分県が入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。）。

b 平成17年4月1日以降に水力発電設備で最大出力5,000kW以上の水車発電機製作据付工事を履行した実績を有すること（工事は元請で完成したものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。

c 次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、入札に係る資料提出時点において、監理技術者を決定できないことにより複数の候補者をもって配置予定技術者の確認資料を提出することは差し支えないうが、いずれの候補者についても次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(a) 監理技術者資格者証を有しており、監理技術者講習を修了している者であること。

(b) 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。

(c) 現場代理人又は主任（監理）技術者として、平成17年4月1日以降に水力発電設備で最大5,000kW以上の水車発電機製作据付工事又は分解点検工事に従事した経験（全体工期の2分の1以上従事したものに限る。）を有する者であること（工事は元請で完成したものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、現場代理人については、上記に示した工事に従事した時に主任（監理）技術者の資格を有していた場合に限る。

(d) 競争参加資格確認資料提出日以前3箇月以上前に雇用された者であること。ただし、以下の①又は②に該当する場合は、3箇月未満の雇用関係であっても差し支えないものとする。

<p>① 新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合</p> <p>② 配置予定技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合</p> <p>(e) 監理技術者は、工事着手から工事完了までの間、病気、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。</p> <p>(ウ) その他の構成員</p> <p>a 建設業法第27条の29の規定に基づき総合評定値通知書のうち電気工事に係る総合評定値（P点）が、800点以上であること。ただし、審査基準日が平成30年10月1日から令和元年9月30日の間のもので直近のものに限る（合併等により大分県が入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。）。なお、上記(イ)のa及びbに係る全ての要件を満たしている者は、「その他の構成員」となることはできない。</p> <p>b 平成17年4月1日以降に水車発電機の分解点検工事を履行した実績を有すること（工事は元請で完成したものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。</p> <p>c 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(a) 1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。</p> <p>(b) 競争参加資格確認資料提出日以前3箇月以上に雇用された者であること。ただし、以下の①又は②に該当する場合は、3箇月未満の雇用関係であっても差し支えないものとする。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合</p> <p>② 配置予定技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合</p> <p>(c) 主任技術者は、工事着手から工事完了までの間、病気、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。</p>	<p>(2) 単体有資格者</p> <p>単体有資格者の要件については、以下のとおりとする。</p> <p>ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期により電気工事において競争入札参加資格者の資格を有している者であること。</p> <p>ウ 対象工事に係る工事種別について、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p> <p>エ 指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>オ 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。</p> <p>カ 破産法の規定に基づく破産の申立て、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。</p> <p>キ 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>ク 本案件について、関連会社が入札に参加していないこと。</p> <p>ク なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(ア) 資本関係</p> <p>a 親会社と子会社の関係 親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。</p> <p>b 親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。</p> <p>c 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係 協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。</p> <p>(イ) 人的関係</p>
---	--

<p>a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限り。</p> <p>b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限り。</p> <p>c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限り。</p> <p>ただし、aについては、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更正会社である場合は除く。</p> <p>・ 会社等の役員は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。</p> <p>なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長や営業所長等）を含む。</p> <p>※ 上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加した全ての関連会社に対して、指名停止要領に基づき指名停止をすることがある。</p> <p>また、参加した全ての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札候補者とする。</p> <p>ケ 建設業法第27条の29に規定する総合評定値通知書のうち電気工事に係る総合評定値（P点）が、1,000点以上であること。ただし、審査基準日が平成30年10月1日から令和元年9月30日の間のもので直近のものに限る（合併等により大分県が入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。）。</p> <p>コ 平成17年4月1日以降に水力発電設備で最大出力5,000kW以上の水車発電機製作据付工事を履行した実績を有すること（工事は元請で完成したものに限り。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。</p> <p>カ 次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>なお、入札に係る資料提出時点において、監理技術者を決定できないことにより複数の候補者をもって配置予定技術者の確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても次に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>(ア) 監理技術者資格者証を有しており、監理技術者講習を修了している者であること。</p> <p>(イ) 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。</p> <p>(ウ) 現場代理人又は主任（監理）技術者として、平成17年4月1日以降に水力発電設</p>	<p>備で最大5,000kW以上の水車発電機製作据付工事又は分解点検工事に従事した経験（全体工期の2分の1以上従事したものに限り。）を有する者であること（工事は元請で完成したものに限り。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、現場代理人については、上記に示した工事に従事した時に主任（監理）技術者の資格を有していた場合に限り。</p> <p>(エ) 競争参加資格確認資料提出日以前3箇月以上前に雇用された者であること。ただし、以下のa又はbに該当する場合は、3箇月未満の雇用関係であっても差し支えないものとする。</p> <p>a 新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合</p> <p>b 配置予定技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合</p> <p>(オ) 監理技術者は、工事着手から工事完了までの間、病氣、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。</p> <p>3 入札手続等</p> <p>(1) 担当課</p> <p>郵便番号 870-8501</p> <p>大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>大分県企業局総務課契約管財班（大分県庁舎新館4階）</p> <p>電話 097-534-1341</p> <p>FAX 097-532-5523</p> <p>E-mail a70300@prefoitaig.jp</p> <p>(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法</p> <p>ア 入札説明書</p> <p>令和2年7月22日（水）から同年8月30日（日）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下これらの日を「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間に、(1)の場所で直接交付を受けるか、大分県共同利用型入札情報サービスシステムから直接入手すること。（<a href="https://www.telis.prefoitaig.jp/DENTYO/GPPLMENU">https://www.telis.prefoitaig.jp/DENTYO/GPPLMENU</a>）</p> <p>イ 設計図書</p> <p>令和2年7月22日（水）から同年9月8日（火）までの日（休日を除く。）の午前</p>
---	---

<p>9時から午後5時までの間に、(1)の場所で開催すること。</p> <p>なお、希望者に対して閲覧用設計図書データの記録したCDを配布する。CD配布を希望する者は、上記の閲覧期間に、(1)の場所へ引換用のCD-R（未使用650MB以上）を持参すること。</p> <p>ウ 注意事項</p> <p>入札後の設計図書等は、他の用途に使用せず適正に処分すること。</p> <p>(3) 競争入札参加資格の確認のための入札参加表明書兼競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下これらを総称して「参加表明書等」という。）の提出期間、場所及び方法</p> <p>ア 提出期間</p> <p>令和2年7月23日（木）から同年8月1日（土）までの日（休日を除く。）午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 提出場所</p> <p>(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>原則、電子入札システムによるものとする。ただし、媒体提出届を提出した場合は、持参又は郵送（郵便書留に限る。）による提出を認める。</p> <p>※ 手続は、大分県電子入札運用基準による。</p> <p>(4) 建設工事共同企業体協定書の写しの提出期間、場所及び方法</p> <p>ア 提出期間</p> <p>令和2年7月23日（木）から同年8月1日（土）までの日（休日を除く。）午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 提出場所</p> <p>(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>(1)の場所へ持参して提出すること。電子入札へ登録を行うため、郵送及び電送によるものは受け付けない。</p> <p>※ 手続は、大分県電子入札運用基準による。</p> <p>(5) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法</p> <p>ア 提出日時</p> <p>(ア) 電子入札システム</p> <p>令和2年9月1日（火）から同月8日（火）までの日（休日を除く。）の午前9</p>	<p>時から午後5時まで</p> <p>(イ) 紙入札（持参又は郵送の場合）</p> <p>令和2年9月1日（火）から同月8日（火）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所</p> <p>(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>原則、電子入札システムによるものとする。ただし、媒体提出届を提出した場合は、持参又は郵送（郵便書留に限る。）による入札を認める。また、入札回数は原則として1回とする。</p> <p>※ 手続は、大分県電子入札運用基準による。</p> <p>(6) 開札の日時及び場所並びに立会</p> <p>ア 予定日時</p> <p>令和2年9月9日（水）午前10時</p> <p>イ 場所</p> <p>郵便番号 870-8501</p> <p>大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>大分県企業局入札閲覧室（大分県庁舎新館4階）</p> <p>ウ 立会</p> <p>開札の立会は、大分県電子入札立会要領による。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 手続において使用する言語、通貨及び時刻は日本語、日本国通貨及び日本標準時に限る。</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 納付</p> <p>ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p> <p>(3) 入札の無効等</p> <p>ア 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、参加表明書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札開始前の注意事項及び入札に関する条件に違反した入札は無</p>
---	---

<p>効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。</p> <p>イ 談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札予定者が一致している場合で、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合）は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する者の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。</p> <p>(ア) 談合情報による落札予定金額（率）が入札結果と一致している場合</p> <p>(イ) 談合情報による全ての入札参加者（特定建設工事共同企業体にあつてはその組合せ）が入札結果と一致している場合</p> <p>(ウ) 入札結果と談合情報による落札予定金額（率）との差が僅少で、入札結果又は入札金額内訳書に不自然な事実がある場合</p> <p>(エ) その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合</p> <p>(4) 低入札価格調査基準価格の有無 有（失格基準無し）</p> <p>低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金の10分の3以上とする。また、前金払においては請負代金の10分の2以内とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>ア 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し入札を終了する。</p> <p>イ 入札終了後、入札参加者から提出された証明資料を最低価格入札者について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする（なお、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続きを行う。）。</p> <p>ウ イにより競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。</p> <p>エ 落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に行うものとする。ただし、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。</p> <p>オ イの審査により、落札者が決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。</p> <p>カ 落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内</p>	<p>(休日を除く。)に契約担当者に対して、落札者とならなかった理由の説明を求めることができる。</p> <p>(6) 契約担当者は、参加表明書等の提出後、落札決定をするまでの間に落札予定者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札予定者の行った入札を無効にするものとする。</p> <p>なお、イの要件のうち、2の(1)のイの(イ)のc及び(ウ)のc又は2の(2)のサに定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、開札予定日時（低入札価格調査を行う場合は落札決定の前）までに、発注者に対しその旨を記載した書面（任意様式）を提出すること（開札後の書面提出は受け付けけない。）。なお、この場合の入札は無効扱いとする。ただし、前記書面を提出することなく、落札（予定）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合（病气、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。）は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。</p> <p>ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき（指名停止要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至つた場合を含む。）。</p> <p>イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(7) 契約担当者は、落札決定後に落札者が指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合（指名停止要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至つた場合を含む。）において、指名停止措置が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約の解除を行うことができるものとする。</p> <p>(8) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合（上記2の(1)のイの(ウ)のd又は(2)のエの場合を除く。）は、落札決定の取消しを行うものとする。</p> <p>(9) 契約担当者は、契約締結後に契約者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合（上記2の(1)のイの(ウ)のd又は(2)のエの場合を除く。）は、契約の解除を行うことができるものとする。</p> <p>(10) 落札候補者、落札者及び契約者（以下「落札者等」という。）は、入札後に(6)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。また、(6)から(9)までの入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約の解除等に伴う損害賠償については、契約担当者はその責を一切負わないものとする。</p> <p>(11) 資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(12) 落札者等には、共同企業体の構成員も含まれる。</p>
--	---

<p>(13) 配置予定監理技術者の確認 落札決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しない場合がある。</p> <p>(14) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(15) 契約書作成の要否 要</p> <p>(16) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3の(1)に同じ。</p> <p>(17) 競争入札参加資格者の資格を有していない者の参加 上記2の(1)のイの(ア)のb又は2の(2)のイに掲げる競争入札参加資格者の資格を有していない場合において、上記2の(1)のイの(ア)のb及びc並びに(イ)のa及び(ウ)のa又は2の(2)のイ、ウ及びケ以外に掲げる事項を満たしている場合は、上記3の(3)により参加証明書等を提出することはできるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該競争入札参加資格者の資格を有していなければならない。</p> <p>なお、当該競争入札参加資格者の資格を取得することが困難な場合は、国又は地方公共団体における資格を大分県の資格に読み替えるものとする。</p> <p>(18) 詳細は入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity Masatoshi Kudo, Director General of the Industrial Affairs Bureau, Oita Prefectural Government</p> <p>(2) The names and quantities of goods or labor requested Renewal work for the RN water turbine generator and other devices</p> <p>(3) Submission period for tender clarification and qualification application form AND confirmation materials for tender qualification 9:00AM ~ 5:00PM, Thu, July 23 to Sat, Aug 1, 2020 (excludes public holidays)</p> <p>(4) Tender submission period Electronic Bidding System 9:00AM ~ 5:00PM, Tue, Sep 1 to Tue, Sep 8, 2020 (excludes public holidays) Paper Bidding (hand deliveries and postal deliveries) 9:00AM ~ 4:00PM, Tue, Sep 1 to Tue, Sep 8, 2020 (excludes public holidays)</p> <p>(5) Supervising division</p>	<p>Property and Contract Section, General Affairs Division, Industrial Affairs Bureau, Oita Prefectural Government (4F, New Annex Oita Prefectural Office) 3-1-1 Ohte-machi, Oita City 870-8501 Tel: 097-534-1341</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第38条の規定に基づき公告する。</p> <p>令和2年7月21日 大分県企業局長 工 藤 正 俊</p> <p>一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。 電子入札の取り扱いは、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。</p> <p>二 本案件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する要件設定型一般競争入札によるものである。</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 工 事 名 令和2年度 電建工第3-1号 RN水車発電機他更新工事</p> <p>(2) 工事場所 芦川第二発電所 由布市庄内町龍原</p> <p>(3) 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年3月24日まで</p> <p>(4) 工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水力発電設備機器製作 一式</li> <li>・水力発電設備機器据付 一式</li> <li>・水力発電設備機器調整 一式</li> <li>・水力発電設備機器撤去 一式</li> </ul> <p>(5) 予定価格 2,506,070,600円（予定価格×100/110=2,278,246,000円）</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 本案件については、次の(1)若しくは(2)のいずれかの要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 特定建設工事共同企業体 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の要件については大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格者等に関する取扱要綱（昭和53年大分県告示第398号。以下「要綱」という。）により、以下のとおりとする。</p>
--	--

<p>エ 共同企業体の要件</p> <p>(ア) 要綱に定める特定建設工事共同企業体協定書により、協定を締結していること。</p> <p>(イ) 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は2者であること。</p> <p>(ウ) 共同企業体を代表する企業（以下「代表構成員」という。）は、構成員のうち最大の出資比率を有するものであること。</p> <p>(エ) 全ての構成員の出資比率が30%以上であること。</p> <p>(オ) 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体は、当該工事の請負契約の履行後3箇月間存続するものであること。</p> <p>また、当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該工事の請負契約が締結される日まで存続するものであること。</p> <p>(カ) 結成方法は自主結成とする。</p> <p>(キ) 構成員の組合せは、2の(1)のイの(ア)及び(イ)の全てを満たす「代表構成員」1者と、2の(1)のイの(ア)及び(イ)の全てを満たす「その他の構成員」1者の2者の組合せとする。</p> <p>なお、共同企業体の構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。また、「代表構成員」としての要件を満たす者同士の組合せは認めないものとする。</p> <p>イ 構成員の要件</p> <p>(ア) 全構成員</p> <p>    a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>    b 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）により電気工事において競争入札参加資格者の資格を有している者であること。</p> <p>    c 対象工事に係る工事種別について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p> <p>    d 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。）に基づき指名停止期間中でないこと。</p> <p>    e 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。</p>	
	<p>フ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。</p> <p>g 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>h 本案件について、関連会社が入札に参加していないこと（同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。）。</p> <p>なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(a) 資本関係</p> <p>    ① 親会社と子会社の関係 親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。</p> <p>    ② 親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。</p> <p>    ③ 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係 協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。</p> <p>(b) 人的関係</p> <p>    ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>    ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>    ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>・ ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）である場合は除く。</p>

・ 会社等の役員は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。

なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長や営業所長等）を含む。

※ 上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加した全ての関連会社に対して、指名停止要領に基づき指名停止をすることがある。

また、参加した全ての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札候補者とする。

(イ) 代表構成員

a 建設業法第27条の29に規定する総合評定値通知書のうち電気工事に係る総合評定値（P点）が、1,000点以上であること。ただし、審査基準日が平成30年10月1日から令和元年9月30日の間のもので直近のものに限る（合併等により大分県が入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。）。

b 平成17年4月1日以降に水力発電設備で最大出力5,000kW以上の水車発電機製作据付工事を履行した実績を有すること（工事は元請で完成したものに限り、また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。

c 次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、入札に係る資料提出時点において、監理技術者を決定できないことにより複数の候補者をもって配置予定技術者の確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても次に掲げる要件を満たしていなければならぬ。

(a) 監理技術者資格者証を有しており、監理技術者講習を修了している者であること。

(b) 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。

(c) 現場代理人又は主任（監理）技術者として、平成17年4月1日以降に水力発電設備で最大5,000kW以上の水車発電機製作据付工事又は分解点検工事に従事した経験（全体工期の2分の1以上従事したものに限る。）を有する者であ

ること（工事は元請で完成したものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、現場代理人については、上記に示した工事に従事した時に主任（監理）技術者の資格を有している場合に限る。

(d) 競争参加資格確認資料提出日以前3箇月以上前に雇用された者であること。ただし、以下の①又は②に該当する場合は、3箇月未満の雇用関係であっても差し支えないものとする。

① 新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合

② 配置予定技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合

(e) 監理技術者は、工事着手から工事完了までの間、病氣、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。

(ウ) その他の構成員

a 建設業法第27条の29の規定に基づき総合評定値通知書のうち電気工事に係る総合評定値（P点）が、800点以上であること。ただし、審査基準日が平成30年10月1日から令和元年9月30日の間のもので直近のものに限る（合併等により大分県が入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。）。なお、上記(f)のa及びbに係る全ての要件を満たしている者は、「その他の構成員」となることはできない。

b 平成17年4月1日以降に水車発電機の分解点検工事を履行した実績を有すること（工事は元請で完成したものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。

c 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。(a) 1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。

(b) 競争参加資格確認資料提出日以前3箇月以上前に雇用された者であること。ただし、以下の①又は②に該当する場合は、3箇月未満の雇用関係であっても差し支えないものとする。

① 新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等



<p>学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合</p> <p>② 配置予定技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合</p> <p>(c) 主任技術者は、工事着手から工事完了までの間、病気、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。</p> <p>(2) 単体有資格者</p> <p>ア 単体有資格者の要件については、以下のとおりとする。</p> <p>イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>ロ 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期により電気工事において競争入札参加資格者の資格を有している者であること。</p> <p>ウ 対象工事に係る工事種別について、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p> <p>エ 指名停止要領に基づき指名停止期間中でないこと。</p> <p>オ 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。</p> <p>カ 破産法の規定に基づき破産の申立て、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。</p> <p>キ 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>ク 本案件について、関連会社が入札に参加していないこと。 なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(ア) 資本関係     a 親会社と子会社の関係         親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。</p>	<p>b 親会社と同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。</p> <p>c 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係 協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。</p> <p>(イ) 人的関係</p> <p>a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>ただし、aについては、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更正会社である場合は除く。</p> <p>・ 会社等の役員は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。</p> <p>なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつては大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長や営業所長等）を含む。</p> <p>※ 上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加した全ての関連会社に対して、指名停止要領に基づき指名停止をすることがある。</p> <p>また、参加した全ての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札候補者とする。</p> <p>ケ 建設業法第27条の29に規定する総合評定値通知書のうち電気工事に係る総合評定値（P点）が、1,000点以上であること。ただし、審査基準日が平成30年10月1日から令和元年9月30日の間のもので直近のものに限る（合併等により大分県が入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。）。</p> <p>コ 平成17年4月1日以降に水力発電設備で最大出力5,000kW以上の水車発電機製作据付工事を履行した実績を有すること（工事は元請で完成したものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。</p> <p>カ 次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p>
--	--

なお、入札に係る資料提出時点において、監理技術者を決定できないことにより複数の候補者をもって配置予定技術者の確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても次に掲げる要件を満たしていなければならぬ。

(ア) 監理技術者資格者証を有しており、監理技術者講習を修了している者であること。

(イ) 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。

(ロ) 現場代理人又は主任（監理）技術者として、平成17年4月1日以降に水力発電設備で最大5,000kW以上の水車発電機製作据付工事又は分解点検工事に従事した経験（全体工期の2分の1以上従事したものに限る。）を有する者であること（工事は元請で完成したものに限る。）。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が30%以上のものに限る。）。ただし、現場代理人については、上記に示した工事に従事した時に主任（監理）技術者の資格を有していた場合に限る。

(ハ) 競争参加資格確認資料提出日以前3箇月以上前に雇用された者であること。ただし、以下のa又はbに該当する場合は、3箇月未満の雇用関係であっても差し支えないものとする。

- a 新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合
- b 配置予定技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合

(ニ) 監理技術者は、工事着手から工事了了までの間、病気、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当課

郵便番号 870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県企業局総務課契約管財班（大分県庁舎新館4階）

電話 097-534-1341

FAX 097-532-5523

E-mail a70300@pref.ofta.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 入札説明書

令和2年7月22日（水）から同年8月30日（日）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下これらの日を「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間に、(1)の場所へ直接交付を受けるか、大分県共同利用型入札情報サービスシステムから直接入手すること。（[https://www.telis.pref.ofta.lg.jp/DENTYO/GPPL\\_MENU](https://www.telis.pref.ofta.lg.jp/DENTYO/GPPL_MENU)）

イ 設計図書

令和2年7月22日（水）から同年9月8日（火）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に、(1)の場所へ閲覧すること。

なお、希望者に対して閲覧用設計図書のデータを記録したCDを配布する。CD配布を希望する者は、上記の閲覧期間に、(1)の場所へ引換用のCD-R（未使用650MB以上）を持参すること。

ウ 注意事項

入札後の設計図書等は、他の用途に使用せず適正に処分すること。

(3) 競争入札参加資格の確認のための入札参加表明書兼競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下これらを総称して「参加表明書等」という。）の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和2年7月23日（木）から同年8月1日（土）までの日（休日を除く。）午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

原則、電子入札システムによるものとする。ただし、媒体提出届を提出した場合は、持参又は郵送（郵便書留に限る。）による提出を認める。  
※ 手続は、大分県電子入札運用基準による。

(4) 建設工事共同企業体協定書の写しの提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和2年7月23日（木）から同年8月1日（土）までの日（休日を除く。）午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

(1)に同じ。

エ 提出方法

<p>(1)の場所へ持参して提出すること。電子入札へ登録を行うため、郵送及び電送によるものは受けけない。</p> <p>※ 手続は、大分県電子入札運用基準による。</p> <p>(5) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法</p> <p>ア 提出日時</p> <p>イ 電子入札システム 令和2年9月1日(火)から同月8日(火)までの日(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>ロ 紙入札(持参又は郵送の場合) 令和2年9月1日(火)から同月8日(火)までの日(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>ハ 提出場所 (1)に同じ。</p> <p>ニ 提出方法 原則、電子入札システムによるものとする。ただし、媒体提出届を提出した場合は、持参又は郵送(郵便書留に限る。)による入札を認める。また、入札回数は原則として1回とする。</p> <p>ヘ 手続は、大分県電子入札運用基準による。</p> <p>(6) 開札の日時及び場所並びに立会</p> <p>ア 予定日時 令和2年9月9日(水) 午前10時10分</p> <p>イ 場所 郵便番号 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>ウ 立会 開札の立会は、大分県電子入札立会要領による。</p> <p>4 その他 (1) 手続において使用する言語、通貨及び時刻は日本語、日本国通貨及び日本標準時に限る。</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p>	<p>イ 契約保証金 納付 ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p> <p>(3) 入札の無効等</p> <p>ア 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、参加表明書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札開始前の注意事項及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。</p> <p>イ 談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合(談合情報と落札予定者が一致している場合で、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合)は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する者の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。</p> <p>(ア) 談合情報による落札予定金額(率)が入札結果と一致している場合</p> <p>(イ) 談合情報による全ての入札参加者(特定建設工事共同企業体にあつてはその組合せ)が入札結果と一致している場合</p> <p>(ウ) 入札結果と談合情報による落札予定金額(率)との差が僅少で、入札結果又は入札金額内記書に不自然な事実がある場合</p> <p>(エ) その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合</p> <p>(4) 低入札価格調査基準価格の有無 有 (失格基準無し) 低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金の10分の3以上とする。また、前金払においては請負代金の10分の2以内とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>ア 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し入札を終了する。</p> <p>イ 入札終了後、入札参加者から提出された証明資料を最低価格入札者について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする(なお、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行う。)</p> <p>ウ イにより競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、そ</p>
--	--

<p>の結果を通知する。</p> <p>エ 落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に行うものとする。ただし、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。</p> <p>オ イの審査により、落札者が決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。</p> <p>カ 落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に契約担当者に対して、落札者とならなかった理由の説明を求めることができる。</p> <p>(6) 契約担当者は、参加表明書等の提出後、落札決定をするまでの間に落札予定者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札予定者の行った入札を無効にするものとする。</p> <p>なお、イの要件のうち、2の(1)のイの(イ)のc及び(ウ)のc又は2の(2)のサに定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、開札予定日時（低入札価格調査を行う場合は落札決定の前）までに、発注者に対しその旨を記載した書面（任意様式）を提出すること（開札後の書面提出は受け付けない。）。なお、この場合の入札は無効扱いとする。ただし、前記書面を提出することなく、落札（予定）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合（病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。）は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。</p> <p>ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき（指名停止要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。）。</p> <p>イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(7) 契約担当者は、落札決定後に落札者が指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合（指名停止要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。）において、指名停止措置が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約の解除を行うことができるものとする。</p> <p>(8) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合（上記2の(1)のイの(ア)のd又は(2)のエの場合を除く。）は、落札決定の取消しを行うものとする。</p> <p>(9) 契約担当者は、契約締結後に契約者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合（上記2の(1)のイの(ア)のd又は(2)のエの場合を除く。）は、契約の解除を行うことができるものとする。</p>	<p>(10) 落札候補者、落札者及び契約者（以下「落札者等」という。）は、入札後に(6)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出る。また、(6)から(9)までの入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約の解除等に伴う損害賠償については、契約担当者はその責を一切負わないものとする。</p> <p>(11) 資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(12) 落札者等には、共同企業体の構成員も含まれる。</p> <p>(13) 配置予定監理技術者の確認 落札決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しない場合がある。</p> <p>(14) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(15) 契約書作成の要 要</p> <p>(16) 関連情報を入力するための照会窓口 上記3の(1)に同じ。</p> <p>(17) 競争入札参加資格者の資格を有していない者の参加 上記2の(1)のイの(ア)のb又は2の(2)のイに掲げる競争入札参加資格者の資格を有していない場合において、上記2の(1)のイの(ア)のb及びc並びに(イ)のa及び(ウ)のa又は2の(2)のイ、ウ及び(イ)の(イ)のa及び(ウ)のa及び(イ)の(イ)のa及び(ウ)のaにより参加証明書等を提出することはできるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該競争入札参加資格者の資格を有していなければならない。</p> <p>なお、当該競争入札参加資格者の資格を取得することが困難な場合は、国又は地方公共団体における資格を大分県の資格に読み替えるものとする。</p> <p>(18) 詳細は入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity Masatoshi Kudo, Director General of the Industrial Affairs Bureau, Oita Prefectural Government</p> <p>(2) The names and quantities of goods or labor requested Renewal work for the RN water turbine generator and other devices</p> <p>(3) Submission period for tender clarification and qualification application form AND confirmation materials for tender qualification 9:00AM ~ 5:00PM, Thu, July 23 to Sat, Aug 1, 2020 (excludes public holidays)</p>
---	---

<p>(4) Tender submission period Electronic Bidding System 9:00AM ~ 5:00PM, Tue, Sep 1 to Tue, Sep 8, 2020 (excludes public holidays) Paper Bidding (hand deliveries and postal deliveries) 9:00AM ~ 4:00PM, Tue, Sep 1 to Tue, Sep 8, 2020 (excludes public holidays)</p> <p>(5) Supervising division Property and Contract Section, General Affairs Division, Industrial Affairs Bureau, Oita Prefectural Government (4F, New Annex, Oita Prefectural Office) 3-1-1 Ohte-machi, Oita City 870-8501 Tel: 097-534-1341</p>
---

○調 査 公 表

<p><b>監査委員公表第657号</b> 平成30年2月22日付け監査第887号の監査結果に関する報告に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。 令和2年7月21日</p> <table border="1"> <tr> <td>大分県監査委員</td> <td>首</td> <td>藤</td> <td>博</td> <td>文</td> </tr> <tr> <td>大分県監査委員</td> <td>長</td> <td>野</td> <td>恭</td> <td>子</td> </tr> <tr> <td>大分県監査委員</td> <td>木</td> <td>付</td> <td>親</td> <td>次</td> </tr> <tr> <td>大分県監査委員</td> <td>原</td> <td>田</td> <td>孝</td> <td>司</td> </tr> </table> <p>1 平成29年度行政監査の結果（平成30年2月22日付け監査第887号）に関する報告に基づく措置  (1) 概要 「措置済」 2件  (2) 措置の状況</p> <p>公用車の管理、使用状況及び交通安全対策に係る措置の状況（令和2年5月1日現在）</p>	大分県監査委員	首	藤	博	文	大分県監査委員	長	野	恭	子	大分県監査委員	木	付	親	次	大分県監査委員	原	田	孝	司	<p>監査の結果に関する報告に添える意見</p>	<p>監査対象機関</p>	<p>措置の概要</p>
大分県監査委員	首	藤	博	文																			
大分県監査委員	長	野	恭	子																			
大分県監査委員	木	付	親	次																			
大分県監査委員	原	田	孝	司																			

<p>公用車の取得・維持管理に関する予算事務は各部署の所管であり、予算措置は各部署ごとに決定されている。このため、同じ公用車の管理に関する事務でありながら、部署の事情によって公用車に係る更新がスムーズになされず、また、定期点検が実施されないなど、公用車の管理事務の執行に不均衡が生じている。</p> <p>したがって、例えば、公用車の取得・維持管理に係る予算要求に関する事務を特定機関に集約・一元化するなどにより、各部署の事情によって公用車の管理に関する事務に不均一な取扱いが発生しないような公用車の管理手法が行われることが望ましい。</p> <p>また、公務に使用する自動車は、適正な点検整備がなされ、安全な走行が可能で、必要な時に使用できることが重要であり、自動車を所有することは必ずしも必要ではない。</p> <p>現在、レンタルやリースなどの自動車の借入は多様化しており、短期、長期、譲渡条件付及び共有管理など様々な契約形態がある。現状の使用環境を維持しつつ同時に全車両を一括借入契約に転換できるリースパック方式といった導入方法や、リース契約の中には、定期点検や継続検査などを含むメンテナンスリース契約もあり、このような管理運営方法の導入は、管理者が担っている公用車の管理に関する事務負担を一部軽減することができる。</p> <p>公用車の管理に関する事務の適正かつ統一的な執行を確保するためには、既存の公用車の管理運営体制にこだわることなく、民間活力の活用を含めた時代に応じた新しい手法を検討し、公務における自動車使用の利便性を確保しつつ、経済的、効率的な公用車の管理運営体制が確立されるよう期待する。</p>	<p>年度管財課 教育改革・企画課</p>	<p>公用車の取得・維持管理の在り方に関しては、取得方式について、平成29年12月から財政課、人事課などの関係部署との間でリースなどの新たな導入方式等の検討を行った。</p> <p>現有の車両を順次リースに切り替える場合、公用車更新基準（内規）の11年間に要するリース料の試算では、現行の購入方式に比べ、トータルコストで割高となった。また、リースパック方式を取り入れたとしても割高になると見込まれる。</p> <p>公用車の共同利用についても、平成30年度下半期に6振興局において試行したが、稼働率等に大きな改善が見られなかった。</p> <p>こうした結果も踏まえ、個々の公用車更新の判断等、使用実態を把握できる各部署が管理する方が効率的であることから、公用車の取得・維持管理に係る予算の集約・一元化は実施せず、予算要求方法等を含め、現行の管理方式を継続することとした。</p> <p>公用車管理の総括部門である会計管理局としては、定期点検や日常点検等の管理が適正に行われるよう、対象所属に対する複数回にわたる文書通知によって注意喚起を行っており、今後</p>
--	---------------------------	---

も継続的に指導を行っていただく。  
 なお、公用車取得方式に関して、将来的にカーリースやカーシェアの普及によるコストの低下も考えられることから、その情勢を注視していきたい。  
**【措置済】**

平成31年2月13日付け監査第583号の監査結果に関する報告に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。  
 令和2年7月21日

大分県監査委員 首 藤 博 文  
 大分県監査委員 長 野 恭 子  
 大分県監査委員 木 付 親 次  
 大分県監査委員 原 田 孝 司

1 平成30年度行政監査の結果（平成31年2月13日付け監査第583号）に関する報告に基づく措置  
 (1) 概要 「措置済」4件  
 (2) 措置の状況

防災に必要な物資・資材等の管理に係る措置の状況（令和2年3月31日現在）

項目	監査の結果（要旨）	監査対象機関 「保管場所等」	措置の概要
----	-----------	-------------------	-------

4 広域防災拠点用資機材		防災局防災対策企画課 「大分スポーツ公園」	大分スポーツ公園は「大分県広域防災拠点基本計画」において、災害発生時に広域防災拠点としての機能
--------------	--	--------------------------	---

(5) その他	(現状) 「大分県広域防災拠点基本計画」において、屋外発電設備は、手動による稼働には	防災局防災対策企画課 「大分スポーツ公園」	大分スポーツ公園は「大分県広域防災拠点基本計画」において、災害発生時に広域防災拠点としての機能
---------	---	--------------------------	---

5 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材			敷時間を要するため、非常時に直ちに電力供給ができれば、平成27年6月の同計画策定後、引き続き課題とされている具体的な方向性が出ていない状態となっている。 非常時には、手動で屋外発電設備を稼働させる必要があるものの、当該業務は、指定管理者が行う業務として明確にならず、非常時に稼働させる体制が不十分である。 （検討事項） 屋外発電設備の自動運転化を含めた運用等について、大分スポーツ公園の管理運営に係る所管課である公園・生活排水課とともに検討すること。 また、当面の対応として、手動により屋外発電設備を稼働させる際の体制整備について検討すること。
-------------------------	--	--	--

			能を担うこととされており、現地調整所や臨時的な医療拠点の立ち上げに必要な電力を賄うため、屋外発電設備を使用している。 今回の指摘を受け、同公園の指定管理に係る基本協定書に含まれる「広域防災拠点に関する業務」を具体化するため、広域拠点を活用する関係機関との連携等をまとめた「大分県広域受援計画」（平成31年3月29日修正）に「発電設備の稼働準備」を指定管理者が行うことを記述した。 また、令和元年6月に屋外発電設備起動マニュアルを整備し、これに基づき当該指定管理者による起動訓練を実施した。その結果、発災後、拠点機能の立ち上げに支障のない時間内に完了してきた。これらの措置によって運用面の課題は解決したものと考えている。 なお、当該設備の自動運転化については、実際の有事における拠点立ち上げまでの現実的な所要時間も考慮し、引き続き、関係課と検討していく。 <b>【措置済】</b>
--	--	--	---

<p>(3) 品質・機能の確保に係る問題点</p>	<p>(現状) コンテナに保管している資機材は、湿気等により毀損しているおそれがある。</p> <p>(改善事項) 点検実施により使用の可否を判断の上、必要に応じて資機材の更新等を行うこと。</p>	<p>医療政策課 「大分県中央飛行場」</p>	<p>資機材の使用可否について確認し、使用不可であったFAXプリンター、拡声器及びバブルーン投光器について、令和元年度中に更新した。</p> <p>なお、資機材について、訓練での使用などにより、必要に応じて点検を行う。 【措置済】</p>	<p>15 石油コンビナート火災用資機材</p>	<p>(現状) 倉庫に保管されている合成界面活性剤泡消火薬剤は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和43年法律第117号)第2条第2項で規定される「第一種特定化学物質」であるP.F.O.Sを含んでおり、平成24年3月に使用期限切れとなっている。</p>	<p>防災局消防保安室 「大分県防災資機材センター」</p>	<p>倉庫に保管されている泡消火薬剤のうち、P.F.O.Sを含んでいるものについては、すべて廃棄処分を行った(令和2年3月11日完了)。 【措置済】</p>	<p>16 警察災害装備</p>	<p>(検討事項) 当該泡消火薬剤は、今後使用する予定がないこと及び国の基準に基づいた管理が必要であることを踏まえ、廃棄予定として令和4年度を待たず、前倒しでの処分を検討すること。</p>			<p>(2) 保管場所と管理体制に係る問題点</p> <p>(現状) 当該庁舎は、大分市の津波・地震ハザードマップ及び洪水ハザードマップによれば、津波・洪水浸水域内に位置し、これらにより1階に保管している資機材等の使用が困難となるおそれがある。</p> <p>(検討事項) 資機材等について、他施設等への移設や浸水リスク軽減のための分散備蓄などを検討すること。</p> <p>警備部警備第二課 「警察本部庁舎第2別館」</p> <p>津波・地震の発生に伴う浸水等のリスクに対処するため、災害警備用装備資機材、備蓄食料等については、警察本部機能集中化のための庁舎移転に伴い、令和2年3月に大分中央警察署の上層階に移動した。 【措置済】</p> <p>(注) 前回(令和元年12月13日)の公表において「措置済」としたものは今回の公表対象に含めていない。</p>